

# 新羽地区危機管理マニュアル

令和元年 6 月

第二版

(平成 30 年 7 月 初 版)

新羽町連合町内会

## 1. 目的

新羽地区危機管理マニュアル（以降マニュアル）は新羽地区の学校施設を用いて行われる行事における危険が発生した際の対応について定めるものとする。

## 2. 危機の定義

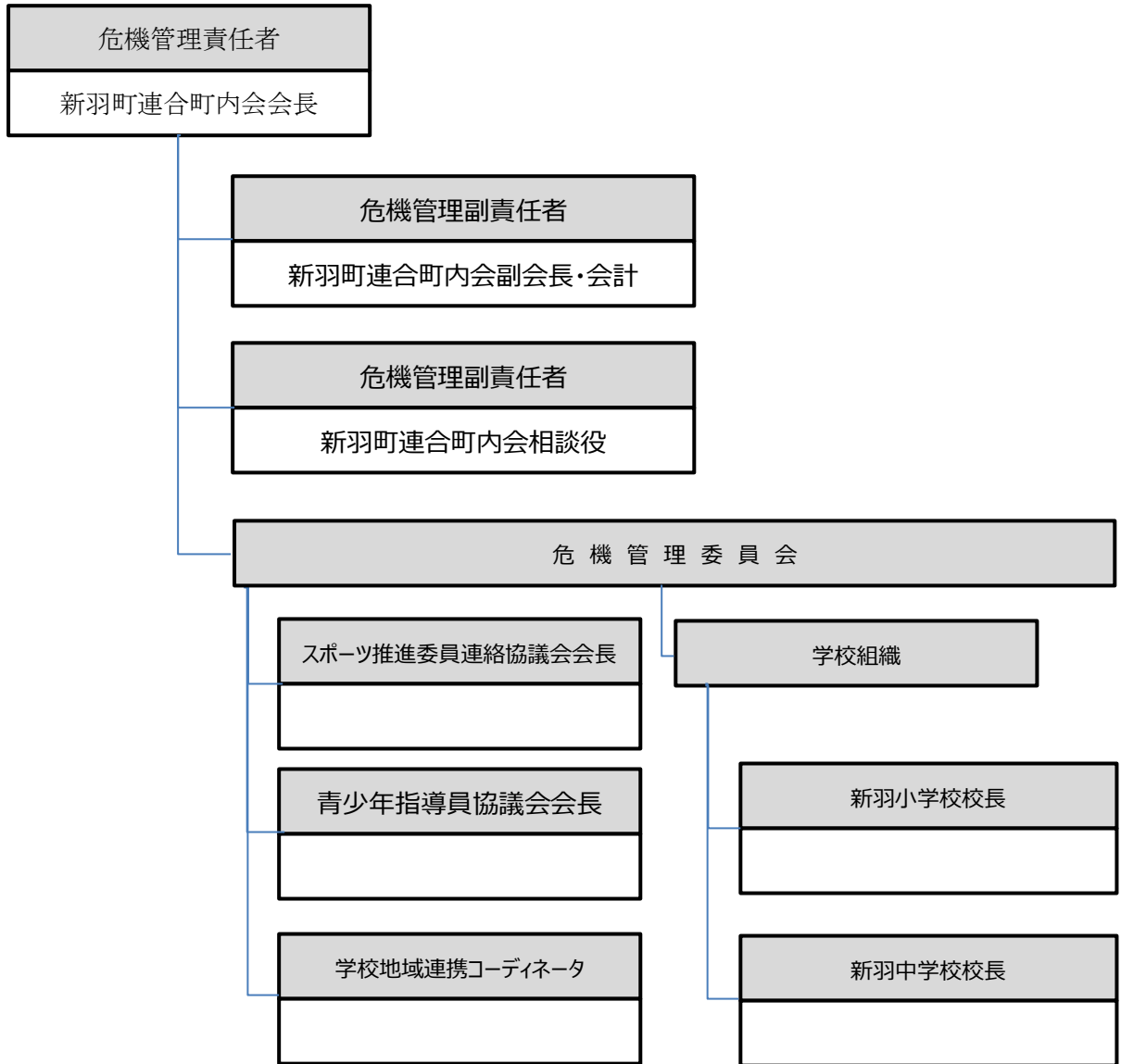
本マニュアルで対応する危機とは下記と定義する。

No	危機の種類	内容
1	天候 ※ 1	暴風警報発生時
		大雪警報発生時
		暴風雪警報発生時
		特別警報発生時 (大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)
		降灰予報発生時
2	地震	地震発生時
3	火災	火災発生時
4	不審者	不審者侵入時

※ 1 [横浜市教育委員会](#)定義による

### 3. 危機管理組織

緊急時の危機管理体制を以下に定める。



### 4. 緊急時連絡網

緊急時の連絡及び周知体制は、別紙「新羽地区危機管理連絡網」のとおり

※危機管理体制関係者以外非公開

## 5. 危機発生時の対応

危険発生時の対応を下記と定める。

### 1. 天候

(ア) 横浜市教育委員会の定義により午前7時時点で「2. 危機の定義」の No.1 天候に定める警報・予報発生時は速やかに危機管理委員会が危機管理組織メンバーを招集し開催を判断する。

(イ) 行事開催中の突然の天候の変化時は危機管理委員会が危機管理組織メンバーを招集し継続の判断を実施する。

### 2. 地震

(ア) 地震発生時は速やかに危機管理委員会が危機管理組織メンバーを招集し開催・継続を判断する。

### 3. 火災

(ア) 火災発生時は速やかに危機管理委員会が危機管理組織メンバーを招集し、初期消火活動を実施する。初期消火が間に合わない場合は火災発生をアナウンスし、避難誘導を行う。

### 4. 不審者

(ア) 不審者を発見時は直ちに警察へ通報するとともに、危機管理委員会は来場者の安全確保に努める。

## 6. 危機発生時に緊急連絡先

港北警察署 045-546-0110

港北消防署 045-546-0119

横浜市保健所 045-664-7293

港北区役所地域振興課 045-541-2238